

菊川市外へ住所を変更される方へ（転出）

次の手続きが必要となる場合がありますので、担当課でご確認ください。



©菊川市

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	転入先の市町村での手続き	担当部署・連絡先
印鑑登録をされている方	菊川市での印鑑登録は転出予定日をもって廃止となります。カードをご返却ください。	印鑑登録は、市町村ごとの登録になります。必要に応じて新規登録の手続きをしてください。	市民課住民記録係 (0537-35-0917)
国民健康保険に加入している方、もしくは加入されている方がいる世帯の世帯主	菊川市国民健康保険の喪失手続きが必要です。	国民健康保険担当課にて加入手続きをしてください。	市民課国保年金係 (0537-35-0915)
後期高齢者医療被保険者資格確認書をお持ちの方	菊川市の住所が記載された資格確認書に代わり、転出先に提出する書類（記載内容確認書）をお渡しします。	記載内容確認書を後期高齢者医療担当課へご提出ください。	
年金を受給されている方	転入先の市区町村でお手続きください。	・国民年金・厚生年金を受給されている方 ①マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則手続き不要です。 ②マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、住所変更の手続きをしてください。 ・共済年金等を受給されている方 共済組合へ連絡をし手続きを確認してください。	
水道を使用されている方	上下水道使用休止届を水道事務所水道料金お客さまセンターまで提出してください。 ※本庁総合案内でもお手続きいただけます。	水道担当課に水道の開栓を届け出てください。	水道料金お客さまセンター (0537-73-1120)
125cc以下のバイク等を所有している方	廃車の手続きをしてください。	転出先で登録の手続きをしてください。	税務課資産税係 (0537-35-0913) 市民課住民記録係 (0537-35-0917)

手続きが必要となる方	菊川市での手続き	転入先の市町村での手続き	担当部署・連絡先
介護保険認定を受けている方（65歳以上の方）	・介護保険被保険者証（要介護認定申請中の方は介護保険資格者証）をお返してください。	転出先の介護保険担当部署で介護保険の申請手続きをしてください。	長寿介護課介護保険係 （0537-37-1253）
各種障害者手帳をお持ちの方で県外又は政令市に転出する方	転出に伴う手続きの説明を行います。	福祉担当課で取得していたことを申し出てください。	福祉課障がい者福祉係 （0537-37-1252）
重度障害者（児）医療費助成受給者証をお持ちの方	重度障害者（児）医療費助成受給者証をお返してください。	福祉担当課で受給していたことを申し出てください。	
各種障害者手当を受給されている方	住所変更届等を提出してください。（転入先での手続きについて説明します。）	福祉担当課で手当を受給していたことを申し出てください。（証書を提示してください。）	
自立支援医療（育成医療・更生医療）を受給されている方	手続きの説明を行います。	福祉担当課で受給していたことを申し出てください。	
障害福祉サービス（者・児）を利用されている方	手続きの説明を行います。	福祉担当課で利用についての相談をしてください。	
児童手当を受けている方	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	新規認定の手続きを行ってください。	子育て応援課家庭支援係 （0537-35-0914）
こども医療費受給者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。	こども医療費担当部署で受給者証の交付を受けてください。	
ひとり親家庭等医療費助成金受給者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。	ひとり親医療費担当部署で手続きをしてください。	
児童扶養手当の認定を受けている方	住所変更届の提出及び証書をお返してください。	児童扶養手当担当部署で手続きをしてください。	
小・中学生のお子さんがいる方	学校から在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	在学証明書・教科用図書給与証明書を新たに通う学校へ提出し手続きしてください。	教育委員会学校教育課 （0537-73-1113）